

コメカ利用約款	【改定案】コメカ利用約款(赤字:変更箇所)
<b>第1条(定義)</b>	<b>第1条(定義)</b>
(1)コメカ プリペイドサービス	(1)コメカ プリペイドサービス
利用者が株式会社コメダ(以下「コメダ」といいます。)直営またはコメダのフランチャイジーの店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができます(以下、「本サービス」といいます。)	利用者が株式会社コメダ(以下、「コメダ」といいます。)直営またはコメダのフランチャイジーの店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができるサービスをいいます。(以下、「本サービス」といいます。)
(2)バリュー	(2)バリュー
本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ(以下、「運用サーバ」といいます。)内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者がコメカ取扱店から商品購入等を行なった場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。	本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ(以下、「運用サーバ」といいます。)内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者がコメカ取扱店から商品購入等を行った場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。
(12)残高照会サイト・マイページ	(12)残高照会サイト・マイページ
利用者が本約款に基づき、バリュー残高、バリュー残高の有効期限、および利用履歴を確認できる当社所定のウェブサイトを開きます。	利用者が本約款に基づき、バリュー残高・バリュー残高の有効期限・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができる当社所定のウェブサイトを開きます。
(13)カード番号	(13)カード番号
バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が残高照会サイトにログインする場合に必要なものをいいます。	バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が残高照会サイトにログインする場合、またはバリュー残高合算を行う場合に必要となるものをいいます。
(14)PIN番号	(14)PIN番号
利用者が残高照会サイトにログインする場合に必要な6桁の識別番号を開きます。	利用者が残高照会サイトにログインする場合、またはバリュー残高合算を行う場合に必要となる6桁の識別番号を開きます。
<b>第2条(コメカの発行)</b>	<b>第2条(コメカの発行)</b>
2 利用者は、初めて残高照会サイトにログインするまでは、裏面のPIN番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。	2 利用者は、初めて残高照会サイトにログインする、またはバリュー残高合算を行うまでは、裏面のPIN番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。
<b>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</b>	<b>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</b>
2 本サービスは、コメカを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高合算またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。	2 本サービスは、コメカを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。
3 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高合算がなされた場合でも当社は一切の責任を負いません。	3 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高合算がなされた場合でも当社、コメダおよびコメカ取扱店はいずれも一切の責任を負いません。
4 カード番号等が残高照会サイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高合算、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。	4 カード番号等が残高照会サイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高もしくは利用履歴の確認、またはバリュー残高合算が行われた場合には、利用者による行為と推定します。
5 利用者は、バリュー残高合算を行う際、または残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後バリュー残高合算および残高照会サイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、バリュー残高合算および残高照会サイトの利用を再開することができます。	5 利用者は、残高照会サイトにログインする際、またはバリュー残高合算を行うにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後残高照会サイトの利用およびバリュー残高合算ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、残高照会サイトの利用およびバリュー残高合算を再開することができます。

コメカ利用約款	【改定案】コメカ利用約款(赤字:変更箇所)
<p><b>第6条(コメカ利用可能店舗)</b></p>	<p><b>第6条(コメカ利用可能店舗)</b></p>
<p>1 利用者は、「コメカ取扱店」の掲示のあるコメカ取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行なうことができます。</p>	<p>1 利用者は、「コメカ取扱店」の掲示のあるコメカ取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行うことができます。</p>
<p><b>第7条(バリューの使用)</b></p>	<p><b>第7条(バリューの使用)</b></p>
<p>3 利用者は、一部のコメカ取扱店で、1枚のコメカのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金またはコメカ取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行なうことができます。なお、かかる取扱いを認めていないコメカ取扱店においては、利用者はバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たないコメカを使用することはできません。</p>	<p>3 利用者は、一部のコメカ取扱店で、1枚のコメカのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金またはコメカ取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。なお、かかる取扱いを認めていないコメカ取扱店においては、利用者はバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たないコメカを使用することはできません。</p>
<p><b>第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</b></p>	<p><b>第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</b></p>
<p>1 バリュー残高の有効期限は、コメカの発行日、最後にチャージした日、または、最後にバリューを使用した日、または、バリュー残高合算をした日のいずれか遅い日から2年間です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、コメカを第三者に贈与した場合も同様です。</p>	<p>1 バリュー残高の有効期限は、コメカの発行日、最後にチャージした日、<del>または、最後にバリューを使用した日、または、</del>バリュー残高合算をした日のいずれか遅い日から2年間です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、コメカを第三者に贈与した場合も同様です。</p>
<p><b>第16条(利用停止または中止)</b></p>	<p><b>第16条(利用停止または中止)</b></p>
<p>2 前項に基づき本サービスの全部または一部が停止または中止されたことにより、本サービスが利用できないことから生じた利用者の損害等について、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>2 前項に基づき本サービスの全部または一部が停止または中止されたことにより、本サービスが利用できないことから生じた利用者の損害等について、<b>当社、コメダおよびコメカ取扱店は</b>いずれも一切の責任を負いません。</p>
<p><b>第17条(利用資格の一時停止および取消し)</b></p>	<p><b>第17条(利用資格の一時停止および取消し)</b></p>
<p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行なうことがあります。</p>	<p>1 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行うことがあります。</p>
<p><b>第18条(反社会的勢力の排除)</b></p>	<p><b>第18条(反社会的勢力の排除)</b></p>
<p>1 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。</p>	<p>1 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。</p>
<p>3 当社は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するバリューについて、本サービスの利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。</p>	<p>3 当社は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するバリューについて、本サービスの利用資格を取り消すことができます。<b>なお、当社、コメダおよびコメカ取扱店は、いずれもかかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。</b></p>

コメカ利用約款	【改定案】コメカ利用約款(赤字:変更箇所)
第20条(免責)	第20条(免責)
<p>1 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、当社の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き(なお、第16条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社の責めに帰すべき場合に当たりません。)、当社はその損害に対する賠償の責任を負いません。</p>	<p>1 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、<b>当社、コメダまたはコメカ取扱店のいずれかの責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き(なお、第16条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社、コメダおよびコメカ取扱店のいずれの責めに帰すべき場合にも当たりません。)</b>、<b>当社、コメダおよびコメカ取扱店は</b>いずれもその損害に対する賠償の責任を負いません。</p>
<p>2 前項にかかわらず、当社は利用者が生じた逸失利益については賠償いたしません。但し、当社に故意または重過失がある場合を除きます。</p>	<p>2 前項にかかわらず、<b>当社、コメダおよびコメカ取扱店は</b>いずれも利用者が生じた逸失利益については賠償いたしません。但し、<b>当社、コメダまたはコメカ取扱店のいずれかに故意または重過失がある場合、当該故意または重過失がある者についてはこの限りではありません。</b></p>
第24条(発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口)	第24条(発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口)
<p>株式会社コメダ直営および株式会社コメダのフランチャイジーの店舗である「コメダ珈琲店」、「おかげ庵」、「やわらかシロコッペ」等の「コメカ取扱店」の掲示をした店舗。</p>	<p>株式会社コメダ直営および株式会社コメダのフランチャイジーの店舗である「コメダ珈琲店」、「おかげ庵」、「やわらかシロコッペ」等の「コメカ取扱店」の掲示をした店舗。</p>
<p>本約款は、2018年7月4日から適用します。</p>	<p>本約款は、<b>2019年3月1日</b>から適用します。</p>